

# 令和3年度 事業計画書

自：令和3年4月 1日

至：令和4年3月 31日

## 【基本理念】

『“結”の心を大切にし、誰もがきらきらと輝き

共に助け合い・支え合う 福祉のまちづくり』

## 【基本方針】

竹富町社会福祉協議会は、住民主体を旨とする地域福祉推進の中核的な組織として、誰もが安心して地域で暮らすことができる“福祉のまちづくり”を行うことを目的としています。

さて、我が国の高齢化率は、類を見ない速さで進展していると言われていています。団塊の世代が後期高齢者へ移行する2025年には、4人に一人が後期高齢者となります。

本町においても、令和2年3月末の高齢化率は23.2%となっており、今後さらに上昇するものと見込まれています。

この様な状況にあり、昨年度は新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延により、本町はもとより全世界、全国的に各種イベント及び事業の中止又は、延期が余儀なくされました。

本会においても、地域福祉活動、介護事業等において止む無く中止及び縮小せざるを得ないこととなりました。

昨今の住民福祉をめぐっては、少子・高齢化の進展や社会・経済情勢の変動によって、高齢者等の孤立、権利侵害、離職者等の貧困など福祉ニーズがますます広がっており、地域における公益的な取り組みなど、社会福祉事業者の中核的役割を期待されている本会においては、事業活動の一層の強化を進める必要があります。

これまで、小地域福祉活動の推進、総合相談事業の強化、サービスの地域格差の解消に向け各種の地域福祉活動を地域住民と協働・連携しながら展開してまいりました。

結のまちづくり推進事業及び共同募金の活動助成事業においては、広報活動を積極的に取り組み、周知を図ったことから各団体等から非常に関心が高く助成件数の多い事業となっており、今後とも強化推進していきたいと思えます。

ボランティア推進指定校における地域での活動については、赤い羽根共同募金活動と連動して、児童生徒の健全育成と助け合い精神の醸成を図ることができました。今後とも引き続き事業の展開を図ってまいります。

ふれあいサロン事業については、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進し、気軽に参加できるサロン活動を支援して行きます。また、活動を停止している地域の再開と、未組織地区の立ち上げを支援して行きます。

生活支援体制整備事業については、高齢者になっても安心して地域で暮らし続けら

れる支え合い活動や生活支援の充実を図ります。

介護保険法に基づく事業（訪問・通所・移動支援）については、昨年度は、新型コロナウイルスの影響により訪問介護、通所介護事業について訪問回数の減少と通所介護の営業時間の短縮を図りながらも現地スタッフの努力で、住民の福祉サービスは最低限に維持できたものと考えています。今後とも引き続きサービスの充実強化を図っていきます。

通所介護事業については、西表東部地区でのデイサービスの利用希望者が増加の傾向にあることから営業日の回数増を検討することが必要となっています。

これからも更に、竹富町役場及び関係機関と連携し、介護サービスの尚一層の充実拡大を図ることが求められています。

以上を今年度の基本方針とし、これまでの成果や課題を踏まえ、地域の声を真摯に受け止めながら住民と共に歩む竹富町社会福祉協議会を目指します。

## 《重点目標》

- 地域福祉活動の強化推進
- 通所介護事業の充実運営

## 【事業】

### 1. 老人福祉活動

町内高齢者が、生きがい・健康づくりを通して社会参加を共に促進することにより、孤立感や不安感の解消を図り、もって明るい長寿社会の実現を目的とする。

- ① 老人福祉週間行事等で長寿者記念品贈呈  
(80歳・85歳・90歳・95歳・100歳以上)
- ② 老人クラブ活動への参加協力
- ③ 幼児・児童等の世代間交流の推進

### 2. 児童福祉活動

次代を担う子どもたちが生まれ育った地域で健やかに思いやりのある子に育つよう地域全体で考えることを目的とし支援する。

- ① 児童福祉週間行事（地域交流イベント）の開催
- ② 地域世代間交流の推進
- ③ 小中学校生向け福祉体験教室・ワークショップ等の開催

### 3. 障がい児(者)福祉活動

障がいの有無に関わらず地域住民が相互の人格と個性を尊重し安心して暮らすことができるように支援する。

- ① 視覚障がい者へ歩行訓練の斡旋・生活相談、講話、体験教室等の開催
- ② 障がい者イベント等への参加協力

#### 4. 生活福祉資金貸付事業

町内の低所得者の自立更生支援を図ることを目的とする。

- ① 生活福祉資金貸付事業の推進
- ② 生活福祉資金貸付長期滞納者への償還指導の実施

#### 5. 共同募金運動の推進

- ① 赤い羽根共同募金運動の実施（10月1日～12月31日）
  - ・ 目標額の設定 ・ ・ ・ ・ ・ 2,050,000円
  - ・ 出発式の開催（10月1日） ※鳩間小中学校
  - ・ 広報活動（各世帯へチラシ配布、役場への横断幕設置）
  - ・ 学校・公民館長等に説明会の開催・協力依頼（戸別募金・学童募金）
  - ・ 法人大口募金への協力依頼（依頼文書 送付約300件）
  - ・ 職域募金への協力依頼（依頼文書送付）
  - ・ 募金箱の設置（竹富町内、石垣市内 約50か所）
- ② 歳末たすけあい募金運動の実施（12月1日～31日）
  - ・ 目標額の設定 ・ ・ ・ ・ ・ 1,200,000円
  - ・ 戸別募金協力依頼（依頼文書送付）
  - ・ 広報活動（各世帯へチラシ配布）
  - ・ 歳末たすけあい義援金の配布（区長・民生委員へ対象者調査、郵送にて配布）
  - ・ 年末年始歳末地域交流イベント等への助成金交付
- ③ 共同募金運営委員会の開催（年2回、6月、2月）
- ④ 共同募金配分審査委員会の開催（年2回、11月、2月）

#### 6. ボランティア活動育成の推進

地域ボランティアを育成し、地域ネットワーク基盤整備の推進を図る。

- ① ボランティア育成推進モデル事業
  - ・ 地域リーダー育成
  - ・ 地域ボランティア育成
  - ・ 児童生徒向けボランティア教室・世代間交流会の開催
  - ・ 研修会等への地域ボランティア派遣
- ② ボランティア登録の推進
- ③ 地区活動におけるリーダー・ボランティアの育成
- ④ ボランティア推進指定校への支援（黒島小中学校・鳩間小中学校）
- ⑤ ボランティア活動保険の申込受付

#### 7. 総合相談事業

制度の狭間にある方の日常生活におけるさまざまな心配ごとや、困りごとの相談に応じ、助言や関係機関等へつなぐ調整を行い、誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進を図る。

- ① 戸別訪問による独居老人、生活困窮者等への支援
- ② 民生委員と気になる家庭への同伴訪問
- ③ 関係機関との情報交換会
- ④ 社協内相談窓口での相談受付

## 8. 竹富町ふれあいサロン事業(町受託事業)

誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進を目的とし、閉じこもりなど孤立しがちな住民たちが気軽に集まれるサロン活動等を支援し、ふれあいを通して生きがいづくり、地域ネットワーク構築の推進を図る。

- ① 地域サロンの自立へむけた支援・サポート
- ② 地域高齢者の生きがいづくり

## 9. 小地域福祉活動の推進

### (1) 結のまちづくり推進事業

《実施地区》・結のまちづくり助成金交付地区

- ◎ 自治会・町内会レベル等の小地域で発生している福祉課題を地域住民全体の問題として捉え、住民相互の助け合い・ふれあい活動を基本に解決できるように、地域支え合い体制の基盤整備をする。

- ・地域の居場所づくり
  - ・座談会、ゆんたく会等の開催
  - ・地域の居場所づくり
  - ・地域サロンの支援、サポート
  - ・結のまちづくり活動助成事業の支援・公募（広報活動・受付）
  - ・令和3年度助成金の交付及び助成団体への支援・サポート
- (対象事業)

- ① 地域福祉活動の推進・福祉啓発の推進
  - ② 健康・生きがいづくりの推進
  - ③ ボランティア活動の活性化
  - ④ 児童の健全育成の推進
  - ⑤ 当該申請年度中に団体を設立するための準備経費
  - ⑥ その他、地域福祉の推進に効果が期待できる活動
- ・助成団体と協働した地域福祉推進への取り組み

### (2) 結のまちづくり活動助成事業

- ◎ 共同募金の一部を財源として『住み慣れた島で安心して暮らせるまちづくり』の推進に取り組む団体・グループ等に対して助成金を交付する。

## 10. 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の拡充

福祉サービス利用援助事業については、平成29年度から波照間地区で生活支援員の協力によりサービス利用援助をスタートしたところであります。

沖縄県は、平成31年度より日常生活自立支援事業を全市町村型へ移行することとなり、竹富町においても昨年度より実施、利用者との契約に基づき福祉サービスの利用手続きや金銭管理を行い、安心して地域で生活を継続できるよう支援すると

ともに引き続き支援員等の発掘を図っていきます。

- ① サービス情報の周知、広報活動
- ② 地域課題の把握
- ③ 相談体制の確立

## 11. 生活支援体制整備事業

本事業は、高齢になっても地域で安心して暮らしていけるように地域住民同士で支え合いながら暮らし続けられる地域づくりの推進や生活支援の充実を図ります。

- ① 地域資源、社会資源の把握、創出
- ② ニーズの把握、共有
- ③ ネットワーク構築
- ④ 広報・啓発活動

## 12. その他

会員拡充及び事業等への特別会員加入促進（広報活動・区長への説明会）

- ① 社協だよりの発行（年3回 8・12・3月）
- ② 突発的緊急時における町民への支援（フードバンク・法外援護事業）
- ③ 関係機関との連絡調整及び連携強化
- ④ 竹富町民生委員児童委員協議会の事務補助・相談支援

## 13. 訪問介護サービス事業

- ① 要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、訪問介護計画書に基づき訪問介護を提供する訪問介護事業
- ② 各島でヘルパー会議、研修会の開催（随時）
- ③ 移動支援事業「障がい者のみ」（町受託事業）
- ④ 障がい者総合支援制度による居宅介護サービス事業

## 14. 通所介護事業(町指定)

- ① 要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、その利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行い、身体機能の維持・向上へ繋げ、併せて家族等の身体的負担軽減を図る。
- ② 居宅サービスに沿って、利用者又は、その家族の同意のもと通所介護計画書（介護予防通所介護計画書）を作成し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、その目標を達成するためサービスを提供する。
- ③ 利用者の能力に応じて食事の提供、入浴、排泄の介助、生活相談、その他の援助を行う。
- ④ サービス提供時の利用者の心身状態等の把握、静養のための必要な措置、病状急変時には診療所及び主治医と連携を行う。